規制の事前評価書

政策の名称	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案	
担当部局	農林水産省 食料産業局 新事業創出課 電話番号: 03-6738-6319	
評価実施時期	平成26年 4 月	
規制の目的、内容及び必要	○ 規制の目的	
性等	 ○ 規制の目的 農林水産物等について、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第22条に規定する地理的表示の保護の制度を確立するため、特定農林水産物等及びその名称の表示であって当該農林水産物等につきイ及び口に掲げる事項を特定することができるもの(地理的表示)についての農林水産大臣による登録制度を創設することにより、特定農林水産物等の生産者の利益の保護を図り、もって農林水産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。イ 特定の場所、地域又は国を原産地とするものであること。ロ 品質、社会的評価その他の確立した特性がその原産地に主として帰せられるものであること。 別制の内容登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。)については、地理的表示を付することを禁止し、その違反に対する罰則等の措置を設ける。一方で、基準に適合する農林水産物等には地理的表示を付すことができるとともに、当該農林水産物等又は包装等に登録標章(マーク)の貼付義務が課せられる。 ○ 規制の必要性地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った地域特産品が多く存在するが、これまでその価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する制度が存在していなかったところ。このためフリーライダー等が発生し、地域特産品の価値の毀損がなされてきた。本法は、そのような地域特産品について、その名称を「地理的表示」として登録し、公的に保護することで、ブランド価値を守り、本来、生産者が得るべき利益を確保するために必要となるものである。 	
	法令の名称・関連条項とそ 〇 上述のとおり。 の内容	
想定される代替案		
	 【代替案1】 地理的表示制度について、特定農林水産物等のうち、生産業者等からの申請により登録するのではなく、農林水産大臣が職権により指定する。 【代替案2】 登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等(農林水産物の加工を含む。)について、法律で地理的表示(農林水産物等の名称)の使用を禁止するのではなく、農林水産大臣が農林水産物等の基準を関係者間で遵守し自主的な登録地理的表示の適正使用を促すこととする。 	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(遵守費用) ○ 地理的表示の登録を受けるための農林水産大臣に対する申請手続に要する費用 ○ 登録された特定農林水産物等について地理的表示を使用する場合	理的表示を使用する場合に指定された農林水産物に適

	に登録された農林水産物等に適合することの確認を受けなければならないことから、これに要する費用 〇 特定農林水産物等の基準に適合する農林水産物等について、農林水産物等又は包装等に登録標章(マーク)を貼付する費用	〇 左記と同様に、農林水産物等又は包装等に登録標
(行政費用)	 (行政費用) ○ 農林水産大臣が地理的表示の登録を行うに際し要する費用 ○ 登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。)について地理的表示を使用することを禁止する制度となっていることから、地理的表示の不正使用への対処に要する費用 ○ 地理的表示制度の周知に要する費用 	○ 指定された特定農林水産物等の基準に適合しない 農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。)につい て地理的表示を使用することを禁止するため、地理的 表示の不正使用への対処に要する費用 ○ 地理的表示制度の周知に要する費用 【代替案2】 ○ 農林水産大臣が地理的表示の登録を行うに際し要 する費用 ○ 地理的表示制度の周知に要する費用(特に、地理 的表示の適正使用を生産者等に周知する費用)
(その他の社会的 費用)	(社会費用) 〇 登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。)について地理的表示を使用することが禁止されることで、当該農林水産物等の流通に影響が生ずるおそれがある。	【代替案1】 〇 指定された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。)について地理的表示を使用することが禁止されることで、当該農林水産物等の流通に影響が生ずるおそれがある。 【代替案2】 〇 農林水産大臣からは地理的表示の適正使用を促すのみであり、何らの強制力も持たず、社会的費用は発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	○ ベースラインは、「特定農林水産物等について、地理的表示制度による保護を行わず、また、登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。)について地理的表示を禁止しないこと」となる。 この場合、特定農産物等として保護対象となり得る地域特産品について、その価値を有する産品の品質への評価及び地域共有の知的	○ 指定された特定農林水産物等の基準に適合しない 農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。)につい て地理的表示を使用することを禁止することにより、 当該農林水産物等の地理的表示が知的財産として適

財産としての保護がなされないことによりフリーライダー等が発生 し、地域特産品の価値の毀損が継続することとなる。

今回の制度創設によって、基準を満たす農林水産物等のみが流通│○ 登録された特定農林水産物等の基準に適合しない することによりそのブランド価値が向上することになり、この効果 が便益となる。

- 登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等(農林水 産物の加工品を含む。) について地理的表示を使用することを禁止 することにより、当該農林水産物等の地理的表示が知的財産として 適正に保護されることで、その生産業者等の利益の確保に資する。
- 登録された特定農林水産物等について、基準に適合しない農林水 産物等(農林水産物の加工品を含む。)について地理的表示を使用│○ 指定された特定農林水産物等について、基準に適 することを禁止するとともに、登録商標(マーク)の貼付を義務付 け、需要者が基準を満たした農林水産物等であることを確認するこ とができるようにすることで、需要者の当該農林水産物等に対する 信頼の確保に資する。

利益の確保に資する。

【代替案2】

農林水産物等(農林水産物の加工を含む。)について、 単に関係者間での自主的な登録地理的表示の適正使用 を促すのみであり、実効性のある知的財産としての保 護とならず、利益を確保することができない。

【代替案1】

合しない農林水産物等(農林水産物の加工品を含む。) について地理的表示を使用することを禁止すること により、消費者の当該農林水産物等に対する信頼の 確保に資する。

【代替案2】

○ 登録された特定農林水産物等の基準に適合しない 農林水産物等(農林水産物の加工を含む。)について、 単に関係者間での自主的な登録地理的表示の適正使用 を促すのみであり、実効性のある知的財産としての保 護とならず、消費者の信頼を確保することができない。

政策評価の結果

等)

<検討>

(費用と便益の関係の分析 IO ベースラインの設定(規制を設けなかった場合の想定)

特定農林水産物等の名称について、地理的表示として保護しないことから、農林水産物等の名称についてのフリーライダ 一等が発生し、地域特産品の価値の毀損がなされ、社会的費用が発生するが、特段の便益が発生するわけではない。

以上をもとに、本案、代替案 1、代替案 2 についてそれぞれ費用と便益の関係を分析する。

〇 本案

費用として、生産者の申請費用等が発生するが、便益として、当該生産者にとっては、農林水産物等のブランド価値の向 上と需要者にとって当該農林水産物等への信頼の向上が図られ、便益が上回ることとなる。

行政費用として、地理的表示の不正使用への対処が必要となるが、我が国全体の農林水産物・食品のブランド価値の向上 という国益の拡大を図るものである。

〇 代替案 1

便益は本案と同様である一方で、行政費用が、指定制度をとることで、当該農林水産物等が地理的表示として登録するに 適当な農林水産物等であることを農林水産大臣自らが確認するため事前調査等の必要が生ずることから、行政費用は本案に比 べ増嵩する。

	〇 代替案2 費用については本案よりも軽減されるものと考えられるが、あくまでも自主的な取組であり、地理的表示の知的財産として十分な保護が図られるものとならず、利益を確保することができない。また、何らかの規制を設けないことは国際的な調和の観点からの要請を満たすことはできない。
有識者の見解その他関連事	
項	
レビューを行う時期又は条	法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
件	
備考	

≪規制の目的、内容及び必要性に係る補足説明≫

評価書に記載している内容以外に登録生産者団体においては、その構成員たる生産業者が行う生産が明細書に適合して行われるよう必要な指導、検査その他の業務を行う義務が課せられる。

≪遵守費用に係る補足説明≫

登録生産者団体はその構成員たる生産業者が行う生産が明細書に適合して行われるよう必要な指導、検査その他の業務を行うこととされているため、評価書に記載している費用以外に当該指導等に係る費用が発生することが想定される。

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

上記の遵守費用等に係る補足説明のとおり、遵守費用については、登録生産者団体が生産業者に行う指導等に係る費用が発生することが想定される。その上で、改めて費用と便益の関係の分析を行うと、以下のとおりとなる。

地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った地域特産品が多く存在するが、これまでその価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する制度が存在しておらず、フリーライダー等が発生し、地域特産品の価値の毀損がなされてきたところである。

地域特産品について、その名称を地理的表示として登録し、公的に保護することにより、遵守費用や行政費用が発生するほか、その他の社会的費用が発生する可能性はあるものの、これまで毀損されてきたブランド価値を守り、向上させ、本来生産業者が得るべき利益を確保することが可能となることに加え、需要者にとっても当該地域特産品への信頼の向上が図られることとなり、得られる便益は非常に大きく、費用を正当化できるものと考えられる。